

公募型プロポーザル説明書

1 事業概要

(1) 事業目的

第4次産業革命と呼ばれるAI/IoT等のデジタル技術が利活用される社会が実現するにあたり、広島県内企業においても新しい技術を用いた取組による生産性の向上等が期待されている。

しかし、これらの分野への取組むにあたっては、ROI（投資対効果）が不明確であり、投資リスクに不安を感じていることや、個社（者）で準備できるリソース（経費、ITインフラ、ノウハウ、AI/IoT人材等）が十分ではない等のハードルがみられることから、取組を進められていない企業が多く見られる。

そこで、「共創で試行錯誤できるオープンな場」を提供することによりハードルの解消を図るとともに、県内外の企業や人材等がリソースを持ち寄り、新しいソリューションの創出や県内企業へのノウハウや知見の蓄積を図りながら、行政課題や地域課題の解決をテーマにした実証実験を取り組むことを目的とする。

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで。

(4) 事業予算上限額

220,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1事業の目安は22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、特に優秀な提案と認められる場合は、この限りではない。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)提出期限

平成30年6月29日（金）17時【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書(様式2)提出期限

平成30年7月9日（月）17時【必着】

(3) 上記（2）に対する回答日等

次に掲げる期間までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、

質問者に対してのみ回答する。

平成30年7月10日（火）

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

イ 提案書提出期限

平成30年7月13日（金） 17時

ウ その他

(ア) 提案書の再提出は、上記（4）イの提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

(イ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書(様式4)を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書(様式4)を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

1次審査の結果、総合得点で上位10者程度については、2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施場所

別途指定する場所

イ 実施日時

平成30年8月3日（金）（別途指定する時間）

ウ 時間

提案者当たりの説明時間は20分程度を予定し、内訳はプレゼンテーションを15分以内、質疑応答を5分以内とする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者（コンソーシアムの代表者）は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル 参加資格確認申請書	(様式1)
------------------------	-------

会社概要説明書	(様式3)
印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表, 損益計算書
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」(県税事務所(本所・分室)で交付), 「消費税及地方消費税」(税務署で交付)について, 滞納・未納がないことを証明する書面(受付日前3か月以内に発行されたものに限る。)ただし, 広島県内に事業所等が全くないなどの理由により, 広島県に対して納税義務がない場合は, 「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

なお, 広島県の平成30~32年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は, 印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は, 公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については, 指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は, 持参又は郵便等による。郵便等による提出は, 一般書留郵便, 簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は, 上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに, 仕様書等に対する質問書(様式2)により, 電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》 syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp

その際, 件名を「A I / I o T実証プラットフォーム事業についての質問」とし, 送信後, 提出先(広島県商工労働局イノベーション推進チーム)へ電話により着信の確認を行うこと。《電話》(082)513-3348(ダイヤルイン)

イ 上記の質問に対する回答については, 公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(8) 優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 優秀提案者として選定されなかった者に対しては, その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は, 広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその

理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、次に掲げる期間までに、その旨を記載した書類を提出すること。

平成30年8月10日（金）17時

エ 上記に対する回答は、次に掲げる期間までに、書面により行う。

平成30年8月13日（月）17時

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とするが、受注者から指定フォーマットでの請求があり、本県が必要であると認めるときは、委託料の一部の概算払も可とする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 停止措置について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、企画提案書様式4については、広島県のホームページ等で公開することを前提とする。

(14) 関係資料

プロポーザルに関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

(15) 第三者の権利

提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 企画提案書作成要領

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1), 仕様書等に対する質問書(様式2), 会社概要説明書(様式3), 取り下げ願い書(様式4)

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム
地域産業デジタル化推進グループ（担当：北岡・尾上・八島）
メールアドレス：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp
（公募の内容にかかる質問はメールでお願いいたします）